

令和5年 第32回厚沢部町農業委員会総会議事録									
招集年月日	令和5年2月15日								
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室								
会議の日時	開会	令和5年2月20日 午後 1時30分							
	閉会	令和5年2月20日 午後 2時30分							
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者12名 欠席者2名								
出席委員	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	
	1番 会長	外崎 明	7番 委員	奈良 和人	13番 委員	佐藤 貴彦			
	2番 委員	小野寺 孔	8番 委員	未口幸弘	14番 委員	下川部 和宏			
	3番 委員	西口 智章	9番 委員	佐藤 龍也					
	4番 委員	佐藤 美登子	10番 委員	由利 昭人					
	5番 委員	木村 卓也	11番 委員	齋藤和博					
	6番 委員	前田 秀幸	12番 委員	吉田 藍					
参 与	事務局長 沼下 利 広 総務係長 石井 淳平 総務係 谷口 方基								
議案説明のため出席した者 なし									
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。									
会議録 署名委員	農委会長 9番 _____ 12番 _____								

事務局長	全員おそろいですので、これより、第 32 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	みなさま、ご苦勞様です。なかなか春が来ない状況ですが、来週の月曜日には沖縄への研修視察となります。ケガをされた委員や病欠の委員もいらっしゃいますが、体調を整えた研修視察に臨みたいと思います。今日はあまり多くの議案があるわけではありませんが、よろしく願いいたします。私たちの任期もあと総会 4 回で終わります。7 月になれば新しい任期が始まります。新しい任期に向けて進んでいければと思います。早速総会に入りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。
事務局	<p>日程第 1、出席者の報告。8 番木口幸弘委員、11 番齊藤和博委員の 2 名が欠席です。出席 12 名です。</p> <p>日程第 2、議事録署名委員の指名について、9 番前佐藤龍也委員、12 番吉田藍委員をお願いいたします。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてですが、1 番に奈良委員にかかる案件がありますので、退席をお願いします。 (奈良委員退席) 事務局説明をお願いします。</p> <p>報告第 1 号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知がありましたので報告します。</p>
会長 委員	1 番 貸主は鶉町の〇〇〇〇さん、借主は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか 2 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 13,022 m ² 、契約期間は令和 4 年 3 月 25 日から令和 14 年 3 月 24 日までの 10 年間です。法人化に伴う使用貸借契約を解約し、所有権移転するものです。
会長 委員	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。 ありません。
会長	それでは承認いたします。
事務局	<p>2 番から 6 番の説明をお願いします。</p> <p>2 番 貸主は木間内の〇〇〇〇さん、借主は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は 2,895 m²、契約期間は令和 3 年 10 月 22 日から令和 13 年 10 月 21 日までの 10 年間です。〇〇さんが離農に向けて農地整理を行うことから、賃貸先を変更するための解約です。</p> <p>3 番 貸主は新栄の〇〇〇〇さん、借主は新栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇のうち 5,684 m²ほか 16 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 112,081 m²、契約期間は平成 26 年 2 月 27 日から令和 6 年 2 月 26 日までの 10 年間です。世帯内の使用貸借を解約し、新規に〇〇さんへ賃貸借するための解約です。</p> <p>4 番 貸主は南館町の〇〇〇〇さん、借主は当路の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇ほか 1 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 8,627 m²、契約期間は平成 25 年 10 月 31 日から令和 5 年 10 月 30 日までの 10 年間です。〇〇〇〇さんが次年度の作付けを行わないとしたため、自作地として耕作するための解約です。</p> <p>5 番 貸主は南館町の〇〇〇〇さん、借主は南館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇番ほか 2 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 8,132 m²、契約期間は平</p>

	<p>成 25 年 6 月 28 日から令和 5 年 10 月 30 日までの 10 年間です。伊勢谷友則さんが新規に賃貸するための解約です。</p> <p>6 番 貸主は中館の〇〇〇〇さん、借主は当路の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか 9 筆、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は 78,673 m²、契約期間は（議案誤り）令和 4 年 6 月 24 年から令和 5 年 6 月 23 日までの 1 年間です。〇〇〇〇さんがもともと 1 作の予定で借り入れしており、新たに斉藤洋三さんと契約するための解約です。</p>
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは承認いたします。
会長	<p>続いて議案第 1 号農用地利用集積計画による所有権移転についてですが、1 番に奈良委員に関係する案件がありますので、退席をお願いします。</p> <p>（奈良委員退席）</p> <p>それでは、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。</p> <p>1 番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか 2 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 13,022 m²、対価は 10a あたり 30,000 円です。</p>
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤貴委員	13 番。〇〇さんから〇〇さんへ所有権移転するものですが、石が多い圃場だということで、やや単価が安くなっています。鶉町の国道沿いで元オービスがあった近くです。
会長	河原のような石だらけの圃場で、そのためにこのような単価になったと聞いています。ほかに質問や意見がありますか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	<p>それでは申請どおり許可します。</p> <p>（奈良委員着席）</p> <p>続いて 2 番から 3 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番 譲受人は札幌市の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか 18 筆、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は 78,724 m²、対価は 10a あたり 74,000 円、保有合理化事業による買取で、所有権移転後、鶉の〇〇〇〇さんに 5 年間の賃貸となります。</p> <p>3 番 譲受人は鶉の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか 5 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 1,882 m²、対価は 10a あたり 74,000 円、2 番の保有合理化事業対象地と一団となる農地ですが、地目</p>

	が宅地である地番や農振農用地ではない地番など、保有合理化事業の対象とならない地番について直接契約により所有権移転するものです。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
小野寺委員	2番。〇〇さんから〇〇さんを買ってほしいともちかけたそうです。〇〇さんも農地を確保したかったため、本当は賃貸で使いたかったようですが、どうしても買ってほしいということで保有合理化事業を使った購入に踏み切ったようです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見がありますか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。
	続いて議案第2号農用地利用集積計画による賃貸借についてですが、1番に奈良委員にかかる案件がありますので、奈良委員退席をお願いします。 (奈良委員退席) それでは事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか9筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は23,686㎡、契約期間は令和5年2月21日から令和8年12月31日までの3年間、対価は田で10aあたり6,000円、新規の案件です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤貴委員	13番。木間内の国道から乙線に入った左手です。単価は安めですが、地主の〇〇さんから提示があった価格ということでこの単価で合意したようです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見がありますか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。 (奈良委員着席) 続いて2番から9番まで事務局説明をお願いします。
事務局	2番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか12筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は31,620㎡、契約期間は令和5年2月21日から令和9年2月20日までの4年間、対価は10aあたり19,000円、新規の案件です。

	<p>3番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか3筆、地目は公簿・現況ともに田、面積は12,928㎡、契約期間は令和5年2月21日から令和9年2月20日までの4年間、対価は10aあたり19,000円、新規の案件です。</p> <p>4番 譲受人は札幌市の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか10筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は78,789㎡、契約期間は令和5年2月21日から令和15年2月20日までの10年間、対価は田で10aあたり10,000円、畑で5,000円、新規の中間管理事業です。</p> <p>5番 譲受人は当路の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在及びその他契約事項は4番に同じです。</p> <p>6番 譲受人は当路の〇〇〇〇さん、譲渡人新栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか7筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は34,092㎡、契約期間は令和5年2月21日から令和9年2月20日までの4年間、対価は田で10aあたり10,000円、畑で5,000円、新規の案件です。賃貸期間が短いことから中間管理事業の対象とはせずに直接契約するものです。</p> <p>7番 譲受人は当路の〇〇〇〇さん、譲渡人は中館の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか9筆、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は78,673㎡、契約期間は令和5年2月21日から令和6年2月20日までの1年間、対価は10aあたり5,000円、新規の案件です。</p> <p>8番 譲受人は南館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は南館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は8,132㎡、契約期間は令和5年2月21日から令和9年2月20日までの4年間、対価は10aあたり18,000円、新規の案件です。</p> <p>9番 譲受人は富里の〇〇〇〇さん、譲渡人は館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇番、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は3,278㎡、契約期間は令和5年2月21日から令和6年2月20日までの1年間、対価は10aあたり13,000円、更新の案件です。</p>
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤貴委員	13番。2番と3番は〇〇さんが離農するということで、〇〇さんの土地と〇〇さんの土地を〇〇さんが賃貸することとなりました。
事務局	4番から6番は直接事務局が受けた案件ですので、事務局から補足説明します。新栄にある水田と転作田を含めて一括して中間管理事業を使おうとしていたようですが、条件が合わず中間管理事業と直接契約に分かれています。条件が合わないというのは、転作田について、転作面積に合わせた賃貸面積にしたいという譲受人の希望がありましたが、中間管理事業ではそのような取り扱いは難しかったため、6番は直接契約することとしました。
会長	地元の農業委員に確認を受けさせてから、事務局で受理するようにしてください。
西口委員	3番。6番は〇〇さんと〇〇さんが先月契約した畑の隣です。〇〇さんの体調を見ながら1年だけの契約としたようです。 7番は城丘の元のセンターの向かいで、〇〇さんから〇〇さんに戻したということのようです。

委員	補足説明が終わりました。質問や意見がありますか。
佐藤龍委員	9番。質問ではないのですが、6番の〇〇さんと7番の〇〇さんの住所が同じなのですが、間違いですね。
吉田委員	〇〇さん、〇〇さんは同じ住所です。相良さんも住所は同じです。枝番でわかれているわけではないです。
事務局	住所と地番は必ずしも一致せず、住所を設定した時点の地番で住所が付されるので、その後に分筆して地番が変わっても住所が転居しない限り前の住所のままとなります。
会長	ほかに質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。
事務局	<p>続いて協議第1号後継就農者の認定について、事務局説明をお願いします。</p> <p>協議第1号、後継就農者の認定について、厚沢部町農業担い手育成に関する条例に基づく新規就農者の認定について厚沢部町長から意見を求められましたので協議願います。</p> <p>1番 対象者は赤沼町の〇〇〇〇さんです。</p> <p>厚沢部町字滝野出身、昭和〇年〇月〇日生まれの〇歳、厚沢部町内で就労するかたわら実家の〇〇さんの経営地で農作業に従事し、平成28年から令和4年1月まで厚沢部町農業振興公社に勤務していました。令和4年4月から農業に専従し水田を中心とした農業経営を実践しています。</p> <p>このたび経営継承により後継就農するものです。</p>
会長	地元の佐藤美登子委員、〇〇さんは後継就農者としていかがですか。
佐藤美委員	4番。先月経営継承の話題が出ていたので注意をしていましたが、きちんとやっているようです。
会長	地元農業委員が確認してきちんと営農されているということのようです。農業公社にいたということなので、技術的な面も問題ないでしょう。それでは、問題ないということで回答してよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは協議があった案件については、異議ないものとして回答します。以上で案件はすべて終了です。ほかに何かありますか。
事務局	ご案内とご意見をいただきたいのでお知らせします。昨年からは農地の法律が変わり、人・農地プランの計画を作っていく必要がありますが、その前段で制度の変更内容や農地売買や賃貸手続きも変わってくるということで説明会を開催したいと思います。

	その後、集落で話し合いを進めるための支援を進めていきたいと思います。日程は3月中に開催したいと考えています。農家さんが参加しやすい時期についてご助言ください。農協の部会の総会なども利用したいと考えています。
会長	食イモの総会はすでに終わりました。
佐藤貴委員	畑作振興会は16日開催です。
奈良委員	パッと説明して終わるような内容ですか。
事務局	今の経営地はそのまま目標地図に当てはめればよいのですが、担い手が作付けしていない農地は難しいと思いますので、説明は時間がかかるかもしれません。
会長	説明だけであれば、転作受付の際に各地区に入るときに少し時間をもらって話したらよいのではないかと思います。転作受付には必ず農業者は来ます。
事務局	30分単位でまわっていくので、時間的には厳しいかもしれません。
会長	改めてこのために集まるのは難しいと思います。これから開かれる部会などで説明して、転作受付の時にも説明したらよいのではないのでしょうか。
木村委員	目標地図作成をどのようにするのかは決まっていますか。
事務局	はっきり決まっていないのですが、今、耕作しているところは据え置きにして後は集積されていない2割ぐらいの農地をどうするかということが問題になります。北海道は集積率が高いので、これ以上、集積率を上げるのは難しいと考えられていますし、北海道段階でもそのような意見を上げているようです。
小野寺委員	事務局である程度原案をしっかりと出した方がよいと思います。事務局で提案しないと進んでいかないと思います。
事務局	目標地図には一人の名前しか書けないのですが、その方がダメだった場合の代理の方を示すことはできるので、そのように複数の方を当てはめておいて、弾力的に運用することができると思います。
前田委員	昨年、農地パトロールで確認した耕作放棄地のようなところを林地化した農地として取り扱っていくということですか。
事務局	どの程度で林地化を許可するかというのは、最大限の努力を求められるという書きぶりになっているようです。法律は4月から施行されますが、まだ基準が明確になっていないようです。
前田委員	道路が非常に狭いため、農地の利用が困難な場所などはどうなりますか。
事務局	そのような場所は地域として積極的に農業を振興する地域ではないこととして、農山村漁村活性化計画などを策定することで、その地域が林地化や粗放的な管理が行えるような仕組みになっています。目標地図については細かく定めていますが、まだそれ以外の運用は十分に示されていないようです。
会長	ほかにありますか。
事務局	次回総会日程についてお諮りします。 事務局からは3月23日(木)を第一希望として22日(水)、24日(金)を候補にし

委員

たいと思います。

3月23日で了承します。

会長

それでは、他になければ第32回農業委員会総会を閉会します。

～了～